

れと言って出てきたのが、資料三であります。

文部科学省が正確だとする数字で計算してみても、資料三のグラフが示すように、二〇〇八年以降も補助割合は一貫して減り続け、二〇二一年度で一一・六％にすぎません。

結局、一九七五年の国会の意思、私学助成の二分の一への引上げに照らせば、ずっと逆行し続けているわけですね。

そこで、大臣に確認したいんです。

一九七五年の附帯決議の経常経費二分の一目標は捨て去られたのか、それとも、公教育としての私立学校がその役割を果たすためには経常費補助二分の一の達成は依然として重要であり必要だと大臣はお考えか、はっきりと御答弁いただきたい。

○永岡国務大臣 私立の学校は、大学等で七割を超えますが、在籍をしておりまして、建学の精神に基づいた個性、特色のある教育を実施しており、我が国の学校教育において重要な役割を果たしていると考えております。

私学に対する助成にいたしますと、こうした私立学校が果たす役割の重要性に鑑みまして、私立学校の教育条件の維持向上、そして学生等の修学上の経済的負担の軽減、私学の経営の健全性の向上を図ることを目的としておりまして、私立学校の振興に大きな役割を果たしていると考えております。

文部科学省といたしましては、基盤的経費でございまして私立の助成を確保するというのは大変重要だと思っておりますし、また、高等教育の修学支援も含めまして、私立学校への総合的な支援、

これをしつかり行いまして、教育の質の向上とアクセスの機会、これの拡充にしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

○宮本（岳）委員 当然です。だから、私学関係者は、学生や生徒、保護者とも力を合わせて、毎年膨大な、私学助成増額を求める請願署名を国会に届けてきました。

この請願の紹介議員には、ほぼ全ての会派の議員が名前を連ねております。ならば採択されてしかるべきではないかと思いますが、審議されることなく、国会会期末の委員会でも不採択が報告されるということが繰り返されてまいりました。これほど憲法十六条に定められた国民の請願権を愚弄する話はないと思うんですね。

委員長、今国会こそ請願の審査をするための委員会の開催を求めたいんですが、是非理事会で御検討いただきたい。

○宮内委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○宮本（岳）委員 先日の参考人質疑で、学校法人ガバナンス改革会議座長の増田宏一参考人からは、二〇一九年と二一年の骨太方針で決まった、この二度の閣議決定を翻す対応は国のガバナンスが問われている、そういう御意見も出されました。報告書をまとめていただいた座長としての思いは受け止めたと思うんですが、国のガバナンスの問題を言うのなら、何でもかんでも骨太方針や閣議決定で進められると考えている今の政権の手法こそが問題だと言わなければなりません。閣議で決めようが、関係者や国民の実態を無視して

は政治も行政も進められない。このような手法こそ直ちに直視することをもって、私の質問を終わります。

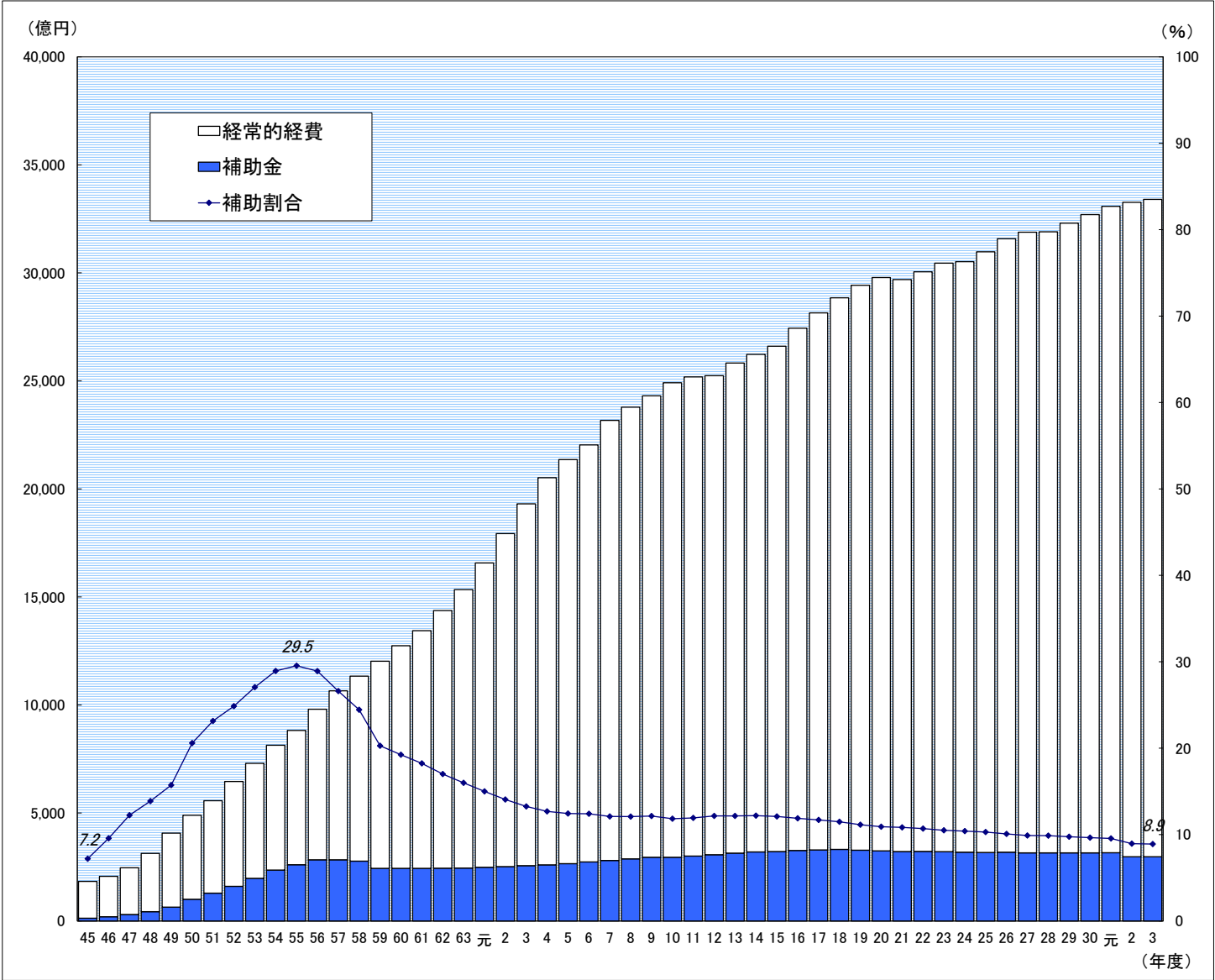
私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

※ 経常的経費の範囲は必ずしも明確ではない中、本資料は、平成27年度までの作成資料と同じ整理で、日本私立学校振興・共済事業団において、作成したもの。
※ 本資料における経常的経費には、補助金の対象ではない学校等の経費や学校法人の管理経費が含まれている点に留意が必要。
※ 令和2年度より、高等教育修学支援新制度分を別途措置。

(単位：億円・%)

区 分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常的経費		31,903	32,301	32,696	33,078	33,265	33,399
経常費補助金	総 額	3,152.5	3,152.5	3,153.0	3,158.0	2,975.9	2,974.4
	(伸 率)	(0)	(0)	(0)	(0.2)	(▲5.8)	(▲0.1)
	伸 額	0	0	1	5	▲182	▲2
	うち 特別補助 (総額に占める割合)	451 (14.3)	464 (14.7)	456 (14.5)	446 (14.1)	233 (7.8)	218 (7.3)
補助割合 (補助金額／経常的経費)		9.9	9.8	9.6	9.5	8.9	8.9

注1：経常費補助金の額は当初予算額である。
注2：平成24年度以降の経常費補助金には、復興特別会計に計上している額を含まない。



豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願

今日、高等学校は義務教育化している。私立高校に通う生徒は全国で百一万人（全高校生の三〇％）に達しており、公教育を担う私学に対する国の助成は極めて重要である。しかし、私立高校の生徒の学費は、公立高校の生徒の三倍以上であり、公私間格差の是正と保護者負担の軽減が求められている。教育条件を見ても、公立高校で実施されている四十人学級が私立高校では実施できていない。専任の教員数も、公立高校に適用される標準定数法よりも下回っている。また、少子化社会にあつては、子育て支援と並んで幼児教育の改善・充実が一層肝要であり、幼稚園の少人数学級の実現が望まれる。一方、専修学校専門課程（専門学校）に対する国の経常費助成は行われておらず、多様な進路の保障、公平な国費配分の上からも経常費助成の新設が強く望まれる。さらに、私立大学に対する国の経常費補助は、経常的経費の一二％でしかなく、知識基盤社会では、高等教育の充実が強く求められている。二〇〇八年度予算において、国公私立の高校二十五校が「高等学校における発達障害支援モデル事業」校に指定された。既に発達障害の生徒を受け入れている高校にあつては早急な財政支援と人的支援が必要になっている。また、二〇〇九年四月一日より教員免許更新制が施行される。制度変更によつて受講義務が発生した現職教員の免許更新にかかわる費用は、制度変更をした国が全額負担すべきである。

ついては、私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育条件改善のため私学助成を拡充するよう、次記事項を措置されたい。

- 一 私立高等学校の教育条件の維持向上と学費負担の軽減に資するため、私立高等学校等経常費助成費等補助金の改善充実の措置を講ずること。
- 二 私立高等学校の教育条件の維持向上を図り、公私間格差の是正のため、次の事項の補助を拡充すること。
 - 1 きめ細かな学習指導を可能にする少人数授業編制推進のための補助
 - 2 専任教諭の配置率向上など標準的な教職員数を確保するための補助
- 三 私立高等学校等の防災機能強化施設整備費補助について、現状の補助率をさらに引き上げ、生徒の学習環境の安全強化を図ること。

- 四 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費の継続と拡充及び小規模校への助成の拡充を図ること。

- 五 保護者の家計急変に伴う授業料減免事業等支援特別経費を継続すること。
- 六 私立大学の教育研究の一層の充実と学費負担の軽減に資するため、私学振興助成法の趣旨に基づき、その経常的経費の二分の一補助達成を目指して経常費補助の拡充を図ること。
- 七 すべての生徒及び学生に対して、実効ある教育の機会均等を実現するため、育英奨学制度の拡充を図ること。育英奨学事業は、無利子貸与制を原則とし、有利子貸与制はその補完措置として、それらの充実改善を図ること。
- 八 私立幼稚園におけるティーム保育指導を初めとする、少人数保育を促進し、多様化する幼児教育に対応できるよう補助の拡充を図ること。
- 九 私立専修学校教育の振興を図るため、情報処理関係設備及び大型教育装置整備費補助の拡充を図ること。
- 十 特別支援教育関係予算において、発達障害を含む障害のある児童・生徒に関する総合的な支援策を講ずること。
- 十一 教員免許更新講習の受講にかかわる費用等の負担に対して、予算措置を含め有効な策を講ずること。

都道府県労働局による報告徴収を実施しているところでございます。

そして、これらの相談窓口につきましては、労働者向けに作成、配布しているパンフレット、あるいは厚生労働省が運営しているポータルサイト、あかるい職場応援団というのがございますけれども、それやSNSの活用等によりまして周知をしております。厚生労働省といたしましては、引き続き、これらの相談窓口について周知徹底していくとともに、労働者からの相談があった場合には、丁寧な相談に対応してまいりたいというふうに考えております。

○本村委員 是非実効ある対策を厚生労働省としても取っていただきたい、こども家庭庁としても取っていただきたいというふうに思います。

文化芸術の分野の性暴力というのは、様々な告発をされておりますけれども、やはり今根絶をさせなければいけないというふうに思っております。

こうした文化芸術分野における性暴力を根絶するため、検議会などを開いて対策を強化するべきだというふうに考えますけれども、これは法務大臣、そして内閣副大臣にお願いしたいと思います。

○齋藤（健）国務大臣 三月三十日に、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議、これがありまして、そこで、性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針が策定されましたように、経済的、社会的関係上の地位を利用した性犯罪含め、性犯罪、性暴力の根絶は、今、政府全体の課題として取り組んでいるところであります。

我々法務省といたしましては、今回の法改正によりまして、文化芸術分野におけるものも含めまして、性犯罪を的確に処罰できるようになるものと考えていますが、御審議いただいている性犯罪に関する二つの法案が成立した場合には、改正の趣旨や内容について、関係府省庁、機関や団体とも連携しつつ、しっかりと周知、広報していつて根絶に向けて前進をしていきたいというふうに考えています。

○和田副大臣 お答え申し上げます。

ただいま法務大臣からお話のありましたとおり、本年三月、内閣府のほか、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省から成る関係府省会議におきまして、性犯罪・性暴力対策の更なる強化方針が取りまとめられました。

その上でありますけれども、そもそも論として、性犯罪、性暴力の根絶のためには、それが個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であることについて、分野を問わず、まさに社会全体で認識を共有する必要があると考えております。必要に応じて、関係者間で強化を図ってまいります。

事、文化芸術分野にしましては、文化芸術分野を担当する文化庁におきまして、制作や実演の現場において、性的な言動等を含むハラスメントに関する問題も生じていることを踏まえ、昨年公表した文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインにおいて、安全、衛生に関する事項を示すなどしていると承知しております。そうした取組も踏まえ、よく連携して取り組ん

でまいりたいと思います。

○本村委員 実態把握をしていただきまして、是非対策を強化していただくためにも、検議会を開いていただきたいというふうに思っております。

性暴力、性犯罪を防止するためにも、セクシュアルハラスメントを始めとしたハラスメント禁止規定をつくるべきだというふうに思います。そこは、世界の中でも日本は大変遅れております。厚生労働省の雇用環境・均等局の方も、人数が足りなくて、とても検討できないという声も聞いております。是非、人数を増やして体制もつくって、就活生やフリーランスやインターンの方々も含めて保護の対象としていく、そういうハラスメント禁止規定をつくるべきだというふうに考えますけれども、副大臣、お願いしたいと思います。

○羽生田副大臣 議員御指摘のハラスメントそのものを禁止する規定を創設するということにつきましては、民法その他の法令との関係の整理、あるいは違法とする行為の要件の明確化ということが必要になると思いますので、これは十分な検討が必要であるというふうに考えております。

平成元年のハラスメントの強化に関する法改正につきましては、令和四年四月に、中小企業のパワハラ防止措置の義務化が施行されたところでありまして、現在、法改正や指針の内容の周知啓発等に努めているところでございまして、この履行確保に取り組んでいるところであるというふうに御理解いただきたいと思います。

厚生労働省といたしましては、今後、法改正の施行状況などを踏まえつつ、必要な対応を検討し